電気取扱業務(高圧・特別高圧)に係る特別教育実施計画

令和　　年

事業場名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科 目 | 範 囲 | 時 間 | 実施場所、実施日、講師氏名 |
| 学科教育 | 高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識 | 高圧又は特別高圧の電気の危険性　接近限界距離　短絡　漏電　接地　静電誘導　電気絶縁 | 一・五時間 | 実施予定日実施予定場所実技指導員（氏名と資格）（金沢労働基準協会の　電気取扱業務（特別高圧・　高圧）特別教育講習会を受講させます） |
| 高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識 | 発電設備　送電設備　配電設備　変電設備　受電設備　電気使用設備　保守及び点検 | 二時間 |
| 高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識 | 絶縁用保護具(高圧に係る業務を行なう者に限る。)　絶縁用防具(高圧に係る業務を行なう者に限る。)　活線作業用器具　活線作業用装置　検電器　短絡接地器具　その他の安全作業用具　管理 | 一・五時間 |
| 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 充電電路の防護　作業者の絶縁保護　活線作業用器具及び活線作業用装置の取扱い　安全距離の確保　停電電路に対する措置　開閉装置の操作　作業管理　救急処置　災害防止 | 五時間 |
| 関係法令 | 法令及び安衛則中の関係条項 | 一時間 |
| 実技教育 | 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 充電電路の防護作業作業者の絶縁保護の着装活線作業用器具及び活線作業用装置の取扱い安全距離の確保停電電路に対する措置開閉装置の操作 | 十五時間 | 実施予定日実施場所実技指導員（氏名と資格） |
| 充電電路の操作の業務 | 配電盤室、変電室等区画された場所で感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けていない開閉器の操作の作業 | 一時間 | 実施予定日実施予定場所実技指導員（氏名と資格） |

電気取扱業務(高圧・特別高圧)に係る特別教育実施記録

令和　　年

事業場名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科 目 | 範 囲 | 時 間 | 実施場所、実施日、講師氏名 |
| 学科教育 | 高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識 | 高圧又は特別高圧の電気の危険性　接近限界距離　短絡　漏電　接地　静電誘導　電気絶縁 | 一・五時間 | 実施日実施場所実技指導員（氏名と資格）（別紙の金沢労働基準協会の　電気取扱業務（特別高圧・高圧）特別教育講習会を　時間割表及び修了証の写しのとおり受講させた。） |
| 高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識 | 発電設備　送電設備　配電設備　変電設備　受電設備　電気使用設備　保守及び点検 | 二時間 |
| 高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識 | 絶縁用保護具(高圧に係る業務を行なう者に限る。)　絶縁用防具(高圧に係る業務を行なう者に限る。)　活線作業用器具　活線作業用装置　検電器　短絡接地器具　その他の安全作業用具　管理 | 一・五時間 |
| 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 充電電路の防護　作業者の絶縁保護　活線作業用器具及び活線作業用装置の取扱い　安全距離の確保　停電電路に対する措置　開閉装置の操作　作業管理　救急処置　災害防止 | 五時間 |
| 関係法令 | 法令及び安衛則中の関係条項 | 一時間 |
| 実技教育 | 高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 | 充電電路の防護作業作業者の絶縁保護の着装活線作業用器具及び活線作業用装置の取扱い安全距離の確保停電電路に対する措置開閉装置の操作 | 十五時間 | 実施日実施場所実技指導員（氏名と資格） |
| 充電電路の操作の業務 | 配電盤室、変電室等区画された場所で感電を防止するための囲い又は絶縁覆いを設けていない開閉器の操作の作業 | 一時間 | 実施日実施場所実技指導員（氏名と資格） |